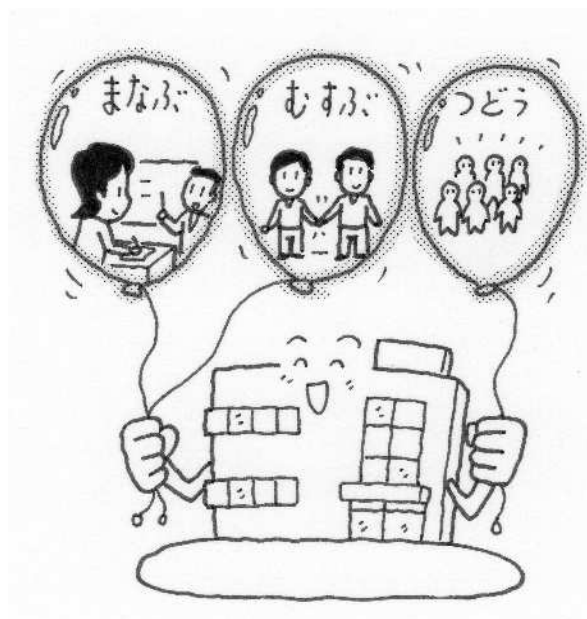


公民館運営ガイド

～ これからの公民館運営に向けて ～

【令和2年8月改訂】



相模原市教育委員会

は じ め に

いつでも、どこでも、だれとでも学習し、活動できる環境を醸成していくために、公民館は市民の日常生活圏である地域にあって、住民自身による相互教育の場として、さらに地域活動の拠点としての住民に愛され支えられてきた社会教育機関です。

相模原市の公民館運営は「住民による事業運営」「地域に根差した公民館」「地域における活動拠点」を特色として、地域住民で構成された公民館運営協議会・専門部・各種団体、地域から選出された公民館長、公民館職員等により行われ、様々な公民館活動が展開されています。

相模原市教育委員会では、公民館活動の指針として、平成16年4月に『公民館運営のてびきQ & A』を発行しました。平成24年1月の改訂の後、平成30年3月には、表題及び内容の見直しを行い、新任の公民館運営協議会・専門部・職員を対象とした入門的な『公民館運営ガイド』として改めて作成・発行しています。この度、地方公務員法の改正に伴い公民館の運営体制に係る制度変更があったことから、一部改訂を行いました。

引き続き、公民館活動に携わる多くの方々に広く活用いただくことを願っております。

令和2年8月

相模原市教育委員会

使用されているイラストは、『月刊公民館』（全国公民館連合会編）から許諾を得て掲載しております。 イラスト：奥崎たびと

目 次

公民館の役割

1	公民館の設置目的	1
2	相模原市の公民館の特色	2
3	これからの公民館に求められる役割	3

公民館事業

4	公民館の事業	4
5	公民館の事業評価	5

公民館職員と運営組織

6	公民館長の職務と役割	7
7	公民館職員の職務と役割	8
8	公民館運営協議会の役割	9
9	公民館専門部等の役割	10
10	スポーツ推進委員・青少年指導委員・健康づくり普及員の位置付け	11

公民館振興計画

11	公民館振興計画策定の意義	12
12	公民館振興計画策定の手順	13

公民館の歴史と動向

13	相模原市の公民館の歴史	15
14	相模原市の公民館の学級	16
15	相模原市の公民館改革	17
16	公民館における使用料導入（改定）について	18
17	公民館をめぐる最近の国の動向	19

1 公民館の設置目的

1946（昭和21）年7月5日、文部次官通牒「公民館の設置運営について」が発せられ、戦後の荒廃し、混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げるには教育の力が必要であり、その一つの核として公民館の設置が提唱され、郷土再建の拠点として、全国に普及しました。

当時、文部省の社会教育課長であった寺中作雄氏が打ち出した「寺中構想」とも呼ばれる「公民館の建設 - 新しい町村の文化施設」（1946（昭和21）年9月30日）の中で、公民館の役割は、第1に「民主主義を自分たちのものにし、平和主義を身につけた習性とするまでに、われわれ自身を訓練すること」、第2に「豊かな教養を身につけ、文化の香り高い人格を作るように努力すること」、第3には「身につけた教養と民主主義的な方法によって、郷土に産業を興し、郷土の政治を立て直し、郷土の生活を豊かにすること」としています。

そのために、公民館の建設を推奨し、自分たちの力で作ろうと提唱しました。

そして、1949（昭和24）年6月、公民館を規定した社会教育法の制定により、法的整備が図られ、第5章「公民館」では、公民館の目的、設置者、事業、運営方針、基準、職員、公民館運営審議会などについて詳細に明示しています。

特に第20条には、公民館の目的として「公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とうたっています。

このことは、公民館は単なる貸館施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、課題解決を図るための総合的な社会教育機関であり、運営は、地域住民が主人公となって行われるべきとされ、その意味では住民自治や住民主体の機能と性格を併せ持った機関ともいえます。

このような目的を持った公民館ですが、社会状況の変化とともに、課題も変わり、これらへの対応策として出された社会教育法の改正・各種答申等に沿って、変遷を繰り返しています。



2 相模原市の公民館の特色

誕生から70年以上の歴史を刻んできた本市の公民館は、昭和40年代からの人口急増の中で、コミュニティ意識の醸成の中心的な役割を担ってきたことが大きな特色となっています。

○ 住民による事業運営

公民館の運営全般に住民自らが参画し、協議し、推進する組織として公民館運営協議会を2003（平成15）年6月から各館に設置しました。（津久井・相模湖・藤野の3地区については地区ごとに1つの協議会を設置。）

また、公民館事業の実施について中心的役割を担っているのは、ほぼ全ての館において組織され、地域住民で構成されている専門部（体育部、青少年部、文化部、広報部等）で、事業の企画、運営などに携わっています。

○ 地域に根差した公民館

それぞれの地域には、伝統的な特色や独自性があることから、地域の実情に即した柔軟な公民館運営が図られ、地域に根差した公民館活動が展開されることを期待して、各公民館の連絡等にあたる公民館（いわゆる中央公民館）は設置せず、地域ごとに独立した地区館としています。相互の連絡調整機能は、教育委員会の生涯学習課が行っています。

○ 地域における活動拠点

社会教育法に基づき設置された本市の公民館は、学習・文化・スポーツ活動の推進のほか、地域団体の活動拠点として、いつでも誰もが自由に集い、学び、活動することができるよう、公平に施設の提供を行っています。



3 これからの公民館に求められる役割

公民館は、これまで、住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習内容やその成果を高めるため、学級・講座などの事業を実施し、地域住民が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、教養の向上、健康増進等を図るほか、人と人との絆を強くするなどの役割を果たしてきました。

また、本市の公民館は「2 相模原市の公民館の特色」で示したように、社会教育機関としての役割のほか、地域のふれあい、コミュニケーションの輪を広げるための施設として、中心的な役割を担ってきました。

一方で、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。超高齢社会の進展、都市化や過疎化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会等のつながりや支えあいによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

したがって、公民館がこれまで大切にしてきた「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という機能を発揮し、地域の生活課題や地域課題の解決に向けた「学び」を通じて、地域住民の絆づくりやコミュニティの醸成に寄与すること、そして、公民館が地域において果たしてきた役割を維持し、その活動をさらに発展させるため、社会状況の変化に対応できる組織づくりや新たな事業展開を図りながら、「地域づくりの拠点」となる役割も求められています。

1 コミュニティ醸成にむけた学習機会の充実

地域住民のつながりを深め、「学び」を通じて、コミュニティの醸成や地域の課題解決にむけて取り組むためのきっかけや気付きのための学習機会の充実。

2 公民館ロビー機能の充実

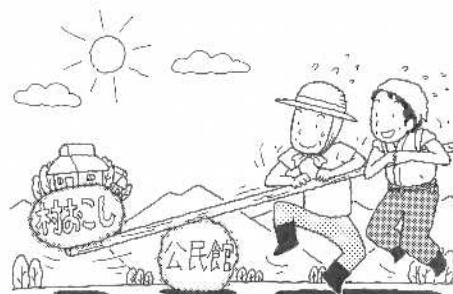
様々な年齢層の人々の出会いやふれあい・交流の場として、誰でも気軽に利用できる「地域のたまり場」的なロビー機能の充実。

3 広報活動の充実

自治会加入率の低下などにより、公民館の活動や事業の情報が多くの地域住民に届きにくい状況となっているほか、公民館利用者の固定化が見られることから、新たな利用者層を掘り起こすための SNS 等を活用した広報およびプロモーション等の充実。

4 地域防災拠点としての充実

公民館が風水害時の避難場所と指定されていることから、災害に対する学習機会や宿泊型の訓練などの防災拠点機能の充実。



なお、令和2年1月の「公民館のあり方検討会報告書」では、公民館の果たすべき役割と方向性として、すでに示したもののほか、「多様で質の高い学習機会の提供」、「仲間とつながりながら楽しく学び、学んだ成果を地域での活動に生かすことのできる環境づくり」、「学びを通じた絆づくり、地域づくりの促進」が求められており、地域の若い世代がかかわれるような体制づくり、公民館のネットワーク化の促進、学校教育や家庭教育との連携の推進等の対応を提示しています。

4 公民館の事業

公民館は、地域住民の学習や文化活動などを進める教育機関として、社会教育法第20条の目的達成のため、同法第22条で次の事業を行うこととしています。

定期講座を開設すること。

討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

各種の団体、機関等の連絡を図ること。

その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

これらの事業は、**1 主催事業** **2 相談・援助** **3 施設・設備の提供** に分類できます。

1 主催事業（ 〃 , 〃 ）

主催事業は、公民館振興計画で定める公民館の基本理念（めざす将来像）の達成に向け、年間事業計画に基づき実施しますが、計画的・継続的に活動を積み上げていく必要があります。主催事業は、学習・文化、体育・レクリエーション、青少年育成・子育て支援、広報など多様であり、実施と役割は公民館の柱となるものです。

（1）専門部が企画・立案・実施する事業

企画から実施までを住民が主体となり、地域住民の学習要求を反映することにより、その成果として住民相互のつながりや主体性、連帯意識が培われ、地域づくりの原動力となります。

（2）不特定多数（準備委員会・実行委員会）の人が参加して企画・実施する事業

特定の事業に広く住民の声を反映し企画・実施するため、公募等のほか、地域の各種団体などによびかけて組織する場合があります。

*（1）（2）とも職員も事業の企画・実施に参加しますが、その主たる役割は、資料の提供や助言、活動の支援が中心となります。

（3）公民館職員が必要課題に基づき企画・実施する事業

地域を取り巻く生活や環境は大きく変化し、様々な課題が数多く生じています。これらの課題（生活課題・地域課題）の解決に向け、公民館職員は、課題の把握とともに住民の学習ニーズをとらえた事業の企画・実施も必要です。

2 相談・援助（ 〃 ）

社会教育法では、「各種の団体、機関等の連絡を図ること。」と規定されており、相談や援助は、利用者の声を聴く良い機会となるものです。公民館職員は常に情報のアンテナを張り巡らし、必要に応じて人と人、人と団体、団体と団体を結びつけていくなどの積極的な姿勢が必要です。

サークルの支援策としては、「自主企画提案事業」の実施の提案だけでなく、館内表示や館報等によるサークル紹介の情報発信等も大切な事業です。

・サークルや指導者に関する学習情報の提供や関係機関の紹介

・サークル運営上の問題や活動発展のための助言、活性化のための共催事業の実施等

3 施設・設備の提供（ 〃 , 〃 ）

公民館は教育機関として、団体・サークルなどの集団活動の場や地域団体の活動拠点として、広く一般に開放し、公平かつ自由に利用いただけるよう施設を提供します。

なお、社会教育法第23条で公民館が行ってはならないものとして、営利を目的とした事業や特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を支持する事業の実施を禁じています。

5 公民館の事業評価

社会教育法では、公民館が運営状況の評価とそれによる改善を進めることは重要であり、事業評価のためのシステムの更なる充実と改善のための取組を一層促進するよう、必要な措置を講じる努力義務規定が設けられています。

評価の具体的な内容は、実施主体である各公民館が定めるものですが、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、運営協議会を活用するなどの第三者の視点も加えることが大切です。

また、公民館は地域住民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすため、住民の理解を深め連携・協力の推進に資するため、積極的な情報提供が求められています。

1 事業評価の目的

事業評価とは、事業改善のための資料として、「事業活動の実態や成果を分析・測定し、実施機関・施設・団体等の目標やその事業の目標に照らして解釈・価値判断を加えること」「設定された事業目標をどの程度達成したかを確かめるために情報や証拠を集め、その達成度を判断すること」と言われています。

また、事業評価には、公民館等が行う学級・講座のような個々の事業（個別学習プログラム）の評価と、事業全体の評価（年間事業評価など）があります。

2 事業評価の種類

ア 内部評価（自己評価） イ 外部評価 ウ 第三者評価

* 内部評価（自己評価）をベースにしながら、外部評価（他者評価）や第三者評価を入れていくのが望ましいでしょう。

3 評価の時期と内容

ア 事前評価...学習・運営両面における到達目標の設定など

イ 事中評価...プログラムの計画・実施・評価の過程の点検

ウ 事後評価...プログラムの最終点検、課題の抽出

4 事業評価の流れ

公民館の事業評価の手順を紹介します。

○ 目標例：生涯学習のまちづくりに資するため多様な学習機会の提供とともに、自主的な学習活動や住民の学習を支援する。

○ 計画例：地域における学習人口を拡大するため、学習機会の充実を図る。

【手順1】評価項目の設定 → 何を評価するのかを決めます。

例：「地域の歴史、文化、自然等に関する学級講座の実施状況」

【手順2】評価指標の設定：評価項目を測定するための評価指標を効率性、費用対効果、必要性、公平性などに着目して作成します。

例：費用対効果「学級講座1件あたりの事業費」

評価指標が一つだけだと評価が一面的になるため、複数の項目があるのが望ましいです。

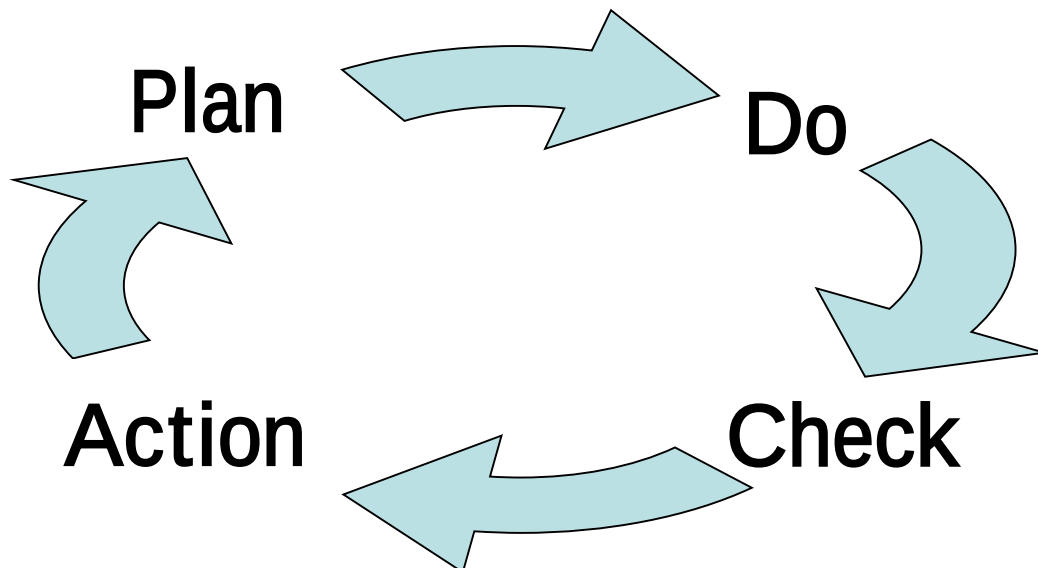
* 無駄はなかったかの点検や効果・必要のない事業は廃止も含めた検討も必要です。

【手順3】評価の観点：設定した評価項目はどの点に着目して評価を行うかを示すものです。

例：「地域の歴史、文化、自然等に関する学級講座の実施後、修了者の学習グループ活動を通じて地域の学習人口拡大につながっているか」

【手順4】評価表の記入：評価結果をもとに事業改善や計画の見直しを行います。

計画（事業計画） → 実行（事業実施） → 評価 → 改善（事業改善）
P D C A



PDCAサイクルとは・・・

〔plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善）の頭文字を取ったもの〕行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。（出典：三省堂 大辞林）

参考文献：

- ・ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育計画ハンドブック」
- ・ 井内慶次郎 監修『生涯学習〔自己点検・評価〕ハンドブック』

6 公民館長の職務と役割

1 職務と役割

相模原市の公民館は、地域住民の日常生活に密着して、課題解決を図るため総合的に社会教育を推進する機関であり、運営は地域住民が主人公となつて行われるものとされ、その意味では住民自治や住民主体の機能と性格を併せ持った機関ともいえます。

このため、公民館には地域住民より推薦された人材をもって公民館長とし、「公民館長の職務は、地域と公民館をつなぐ役割を担うため、地域と社会教育への深い理解を基に、公民館が地域づくり、学びの拠点としての役割を発揮できるように行う、公民館運営に関する助言とする。」(1)と規定しています。このほか、次の職務を行うこととしています。

- ・ 公民館運営協議会の運営に関すること。
- ・ 公民館の運営に係る各種研修会、会議等への参加に関すること。
- ・ 公民館運営協議会委員、スポーツ推進委員、青少年指導委員等の推薦に関すること。
- ・ 地域における関係機関及び団体との調整に関すること。

2 職務を遂行する上での視点

相模原市が目指す、住民主体の公民館運営を推進するために、職務を遂行する上での大切な視点として、次のようなものが挙げられます。

(1) 教育機関の視点

公民館は、学校と同じ教育機関です。ただ単に事業の企画実施があるのではなく、公民館振興計画に基づいて系統的、計画的に生涯学習・社会教育事業を実施しており、そこに公民館の教育機関としての独自性、独立性があるといえます。公民館振興計画は、公民館長が運営する公民館運営協議会で協議の上、策定されます。

(2) 地域住民の視点

社会教育法で公民館は「一定区域内の住民のために～事業を行い」と規定しています。これは、それぞれの地域課題を住民が捉え、主体的に解決していくことを重要視しているからです。公民館は住民のためのものであり、その活動の主体は地域住民でなければなりません。館長は地域の様々な課題を的確に捉え、地域住民として、どうすれば住み良い、文化的な地域づくりができるかを住民とともに考えていく役割を担っています。

3 館長職の見直し

令和2年4月1日施行の改正地方公務員法により、非常勤特別職である公民館長は、社会教育法に規定する「公民館長」の機能（各種事業の企画実施等）を担うことができなくなりました。このため、社会教育法の公民館長の機能を館長代理が担うこととしましたが、地域と公民館をつなぐ重要な役割が求められていることから、引き続き、地域の社会教育に理解の深い人材を、本市独自の制度である教育委員会の非常勤特別職として任用することとしました。公民館長と館長代理という職名は地域での混乱を避けるため、変更しないこととし、公民館長と館長代理が協力して公民館運営に当たることについて、従来どおりとしています。

7 公民館職員の職務と役割

公民館の仕事は、「4 公民館の事業」で示したとおり、主催事業、相談・援助、施設・設備の提供、その他の事業に分類でき、日常的に職員が行っている主な職務内容として、次のものが挙げられます。

項 目	主な内容
公民館運営に関する事	公民館振興計画、運営協議会、運営に係る資料収集・調査分析
社会教育事業に関する事	事業企画・立案に関する事、事業（学習・文化、体育・レクリエーション、青少年育成・子育て支援等）に関する事、館報・ホームページに関する事、その他事業実施に伴う指導・助言
各種団体の指導及び連絡に関する事	社会教育活動の指導、助言、育成に関する事、社会教育関係団体等の連絡等に関する事
利用承認・使用料に関する事	利用の申込・受付、承認及び許可、団体登録の承認、施設使用の指導、教材等の貸し出し、館内表示・展示、使用料の徴収・免除決定など
維持管理等に関する事	施設・設備の維持・管理に関する事
館内庶務に関する事	職員の服務、財務・庶務事務、利用統計事務、各種文書処理等

学習支援者である公民館職員の役割として、様々な事業の企画・実施にむけた学習プログラムや学習方法の効果的な編成、組立などの指導・助言のほか、次のことが挙げられます。

1 地域の課題・住民の学習ニーズの把握

地域にはどのような課題があり、住民の学習ニーズや関心は何かを職員は把握する必要があります。方法としては、地域を歩いてみる事、地域団体や専門部、利用者の声を聞く事などが考えられ、それを捉えて事業に反映させることが大切です。

2 資質を高めるための意欲的な学習

学習相談や住民からの相談や質問が持ち寄られ「よろず相談所」的な役割も担っており、職員は適切な対応が求められます。

3 住民との信頼関係づくり

住民との信頼関係を築くことが何よりも大切です。基本理念で定めた目標達成に向け、職員一人ひとりの考え方や発言がバラバラとならないよう、職場会議などにより職員全員の共通理解のもと、事業に取り組むことが重要です。

公民館職員は、地域住民等とのコミュニケーションを図りながら、学習支援者としてより多くの経験と知識が求められることから、職員は幅広い視野を得るために自己啓発に励み、「地域づくりのコーディネーター」として、各種地域団体や住民を結びつける役割を果たすことが大切です。

8 公民館運営協議会の役割

1995（平成7）年5月に地方分権推進法が成立し、地方分権・規制緩和を推進する中で、平成11年に社会教育法の一部改正が行われました。

改正の内容は、同法第29条で公民館運営審議会の必置規定が廃止され、任意設置になるとともに、委員構成等が弾力化され、地方公共団体の特色をよりよく生かすことが出来るよう配慮されました。

本市では、これを受け、地域住民がより主体的に公民館運営に参画し、「公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について協議し、推進する」機関として、2003（平成15）年6月から公民館運営協議会に改編しました。（＊1）

運営審議会同様に条例に位置付け、公民館長を中心に関係者が皆で公民館の運営について協議し、進めていこうというものです。

公民館運営協議会は、公民館運営に関して、一人ひとりが参加し、責任を持って実施する機関であり、住民主体の公民館活動を展開する上で、将来を担う重要な意味を持つ組織です。

公民館運営協議会で協議、推進する内容は次のとおりです。（＊2）

- 公民館の運営方針に関すること：公民館振興計画の策定等
- 公民館の年間事業計画に関すること：公民館の年間事業計画等
- 公民館事業の企画・実施に関すること：個別の事業の内容及び実施方法等
- 公民館の利用団体に関すること
- 公民館の施設、設備等の利用に関すること：公民館の利用方法等
- その他公民館長が必要と認めること

また、委員構成は次のようになっています。（＊3）

公民館長	学校教育の関係者	地域団体の関係者
公民館利用団体の関係者	学識経験者	
公募による者	公民館長から推薦された者	

（＊具体的な委員構成は、公民館資料「公民館運営協議会委員構成表」を参照ください。）

委員の定数等については内規を設け、定数は25名以内とし、各公民館で定めることとなっており、任期は2年とし、再任は妨げないが5期10年を限度としています。

これは少しでも多くの方に公民館運営に携わっていただきたいとの願いからです。

＊1 相模原市公民館条例第13条

＊2 " 施行規則第17条

＊3 " " 第18条

9 公民館専門部等の役割

本市では、ほとんどの公民館に地域住民で構成する「専門部」と呼ばれる組織があります。名称は部会や委員会と呼ばれるものもあり、現在の都市部の公民館では稀少な組織となっています。

これは、「組織公民館」（その他「13 相模原の公民館の歴史」参照）を運営していく中で、公民館事業を円滑に推進するために組織化されたもので、住民の意思反映や住民主体の公民館運営を実現する手段として、地域住民の参加を得て発展させてきたものです。

専門部の部員は、自治会や子ども会、学校、PTA等、地域の諸団体から選出された人をはじめ、活動の経験者として自ら参加されている人、公民館を利用しているサークル、地域のスポーツグループ、地域のスポーツ推進委員、青少年指導委員、健康づくり普及員といった人々が中心となって構成されており、その人が持っている知識や技能を発揮できる部に所属しています。

公民館専門部の役割は、年間事業計画について担当する分野の事業の企画から実施までを担っています。専門部の主たる活動分野は、体育・レクリエーション事業を担当する体育部、各種講座や教室、文化祭・展示会など文化、教養面の事業を担う文化部、青少年関係事業を担う青少年部、館報・ホームページなどの編集にたずさわる広報部といったように、住民主体で進める公民館運営の柱となっています。

これら専門部が果たしてきた役割は様々ありますが、公民館の要ともいえる事業を魅力あるものとするために、単なる事業の推進役というだけではなく、地域では今、何が問題とされ、課題となっているのか、住民やサークル・グループの抱えている問題や悩みの原因や理由が何かを、部員一人ひとりが関心を持って考える場となってきました。

そのような課題を公民館の事業として、積極的に取り入れ、課題の解決や、住民の学習ニーズに合った事業を展開することが期待されます。

なお、専門部の課題としては、部員の高齢化・固定化とともに、より主体的な部会運営があげられます。高齢化・固定化への対策としては、公募や口コミのほか、事業参加者への呼びかけなどが挙げられます。また、より主体的な運営については、メンバーの構成や会議の運営方法の見直し・検討のほか、活動が部員の大きな負担とならないよう、事業担当者の輪番（ローテーション）制等、よりよい仕組みづくりの検討も必要です。

また、専門部が企画・実施する事業についても事業評価を行い、前年方法踏襲事業の見直しや脱カルチャーセンターの視点、公民館だからこそできる事業や公民館しかできない事業の展開についても、併せて考える必要があるでしょう。

10 スポーツ推進委員・青少年指導委員・健康づくり普及員の位置付け

公民館活動を担う人たちとして、専門部の他に、公民館長が、地域住民の中から推薦し、教育委員会若しくは市が委嘱しているスポーツ推進委員や青少年指導委員のほか、「健康づくり普及員養成講座」の修了者に市が委嘱を行う健康づくり普及員の人たちがいます。

○ スポーツ推進委員

公民館では主に体育部にに関わり、市及び公民館区におけるスポーツ振興のため、スポーツ実技の指導、ニュースポーツの普及等、スポーツに関する指導や助言を行っています。少子高齢化や自治会加入率の低下などを考慮し、自治会対抗の運動会や球技大会などの種目は、実施や運営方法等も含め、見直しや継続について検討していく必要があります。

○ 青少年指導委員

地域コミュニティが希薄化していく中で、核家族やひとり親の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、青少年指導委員の活動がますます重要となってきます。

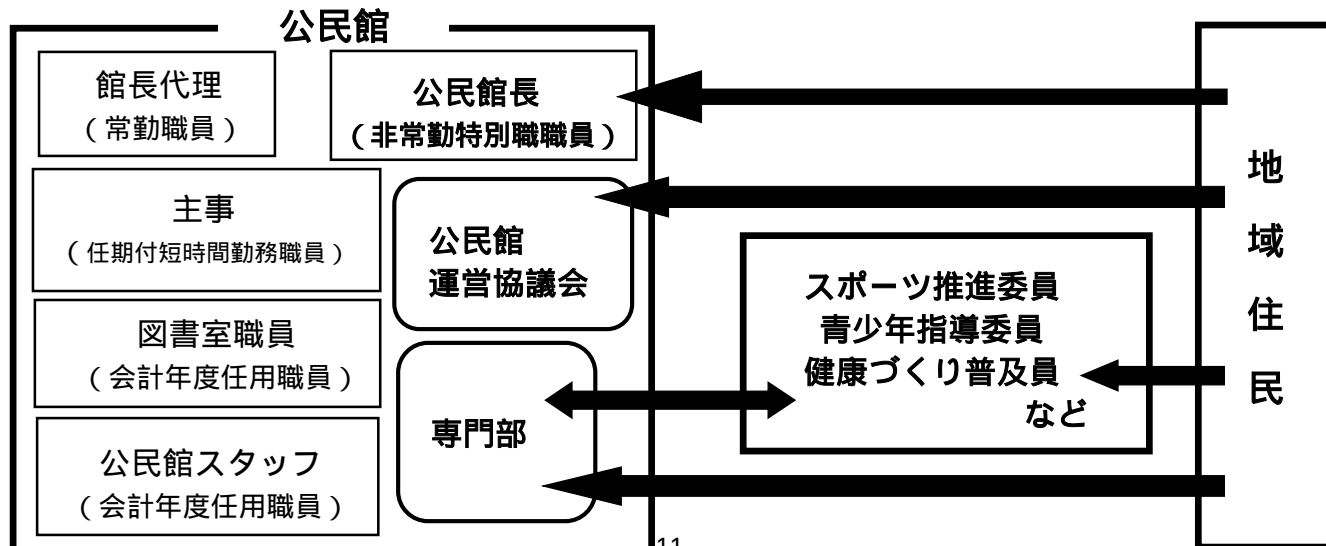
地域における青少年活動を主としながら、青少年部を設置する公民館では、青少年事業の推進役や子ども会育成者等の地域団体と連携による活動に取り組んでいます。

○ 健康づくり普及員

地域では、公民館区を担当している保健師とともに、健康まつりやウォーキング、高齢者の転倒予防体操教室「元気倶楽部」など、乳幼児から高齢者まで地域住民の健康づくりに関する事業を公民館と連携して実施しています。

これらの人たちは、今も公民館の良き理解者・協力者として活動していますが、今後、多様化し増大が予測される住民ニーズに十分に應えるため、更に公民館と連携した活動が期待されます。

公民館職員と公民館活動を担う人たち イメージ図



1 1 公民館振興計画策定の意義

1 振興計画策定の趣旨

振興計画は、公民館が地域ごとの個性や特性を生かし、将来像や活動方針、運営組織の在り方などを検討し、住民の主体的な活動の推進を図るために策定するものです。公民館がより豊かに発展するための「公民館活動の設計図」であり、「公民館運営の羅針盤」ともいえます。

計画の策定に当たっては、公民館の運営や活動について、現状分析による問題点の抽出とともに課題把握を行い、時代や社会状況が大きく変化する中で、新たな活動に取り組んでいくための目標を運営体制も含めて策定します。

また、計画の達成度や公民館事業の評価が問われており、計画とその実施及び成果を評価することも大切です。

2 計画の期間

2005（平成17）年に、公民館ごとに振興計画が一斉に策定されました。この計画の期間は、2014（平成26）年までの10年間となっており、2015（平成27年）には振興計画の改定が行われ、次回の予定は2024（令和6）年となっています。

なお、社会状況などの変化や様々な理由により改定する必要がある場合には、適宜、見直しを行うものとし、重点目標は概ね5年程度、活動計画については概ね3年程度を目安に、見直しも含め検討するものとします。

3 策定の主体

この計画づくりの主役は、地域住民の皆さんです。公民館の現在を見つめ、将来を考え、夢を語り合いながら自分たちの公民館や地域の将来像を描いていくことが大切です。公民館振興計画の基本的な策定の視点は次の4つです。

○ 住民の手による計画づくり

住民が主体となって活動するために知恵と工夫を生かした手づくりの計画とします。

○ 地域の個性や特色を反映した計画づくり

公民館が地域づくりの拠点として、地域の個性や特色を反映させることが大切です。

○ 住民の生活課題や地域課題を捉えた計画づくり

私たちは日常の中で、様々な生活課題を持ちながら暮らしています。また、地域には、少子高齢化、高齢者や子どもの居場所、経済格差、防災、地域コミュニティ機能の低下など、お互いに考えなければならない課題もあります。そうした課題に取り組むための事業展開が、社会教育機関としての重要な役割となります。地域の様々な課題を捉え、反映させた計画とします。

○ これからの公民館活動の発展をめざした計画づくり

この計画は、公民館の施策を体系的に整理し、計画的に事業を展開することで、その成果や課題を分析し、更なる事業改善につなげていくことが大切であり、計画と評価を関連付けた取組が重要です。

1 2 公民館振興計画策定の手順

公民館振興計画策定のひとつの目安となるよう、計画策定の流れと作業手順等の参考例を記載します。具体的には、公民館の実情に応じて作業手順を組み立てます。なお、改定の手順も同様となります。

1 準備

(1) 計画の設置目的や位置付けの決定

計画の策定・改定に当たり、目的やねらい、役割・位置付けを把握し、決定に当たっては、市で定める総合計画や地域まちづくり提言集、市教育振興計画等のほか、文部科学省への答申や提言内容など（その他「公民館をめぐる最近の国の動向」参照）も参考にすることが大切です。

(2) 計画の策定体制の決定

計画策定の組織（策定委員会や検討委員会、小委員会等の設置）のほか、住民参加のための方策など、計画づくりのための体制を決定します。

(3) 計画策定のスケジュール

策定のためのスケジュールを決めます。

2 策定

(1) 地域の現状や生活課題・地域課題の把握

地域の特性や現状、生活課題・地域課題などを抽出し、現状と課題を把握します。

(2) 計画で取り組む課題・方向性の検討

把握した現状と課題を分析し、計画で取り組む課題や方向性を検討します。

検討に当たっては、取り組む項目を設定し、課題を整理し、目指す方向性を定めます。

(3) 基本理念・重点目標・活動計画の設定

○基本理念

目指す将来像とそれを達成するための方針を明らかにし、公民館、地域、利用者等の共通の指針とし、今後10年で目指すべき方向性を設定します。

○重点目標

基本理念に基づき、各種施策を体系化し、5年程度の中期的視野に立った目標を策定します。

○活動計画

目標達成のための具体的な実現方策をまとめ、学習・文化活動、体育・レクリエーション活動、青少年活動、広報活動等の分野別に、3年程度の計画期間とし、これを年間事業計画に反映させます。

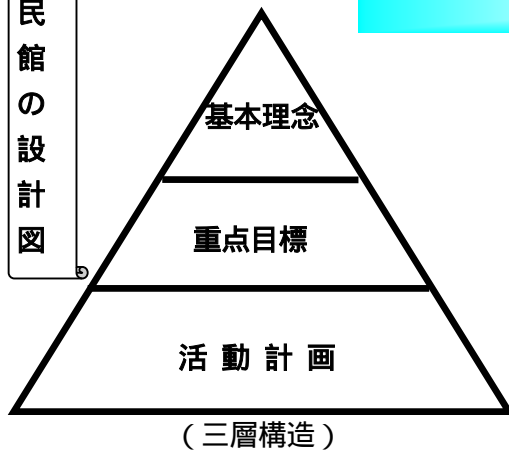
(4) 評価・見直し方法の決定

基本理念の達成度を評価する手法を決めます。運営協議会での意見聴取などのほか、参加者や利用者へのアンケートなどの方法を盛り込みます。

(5) 計画の取りまとめと公表

計画を策定したら、館報やホームページに掲載するなど、広く周知に努めます。

公民館振興計画のイメージ図



基本理念

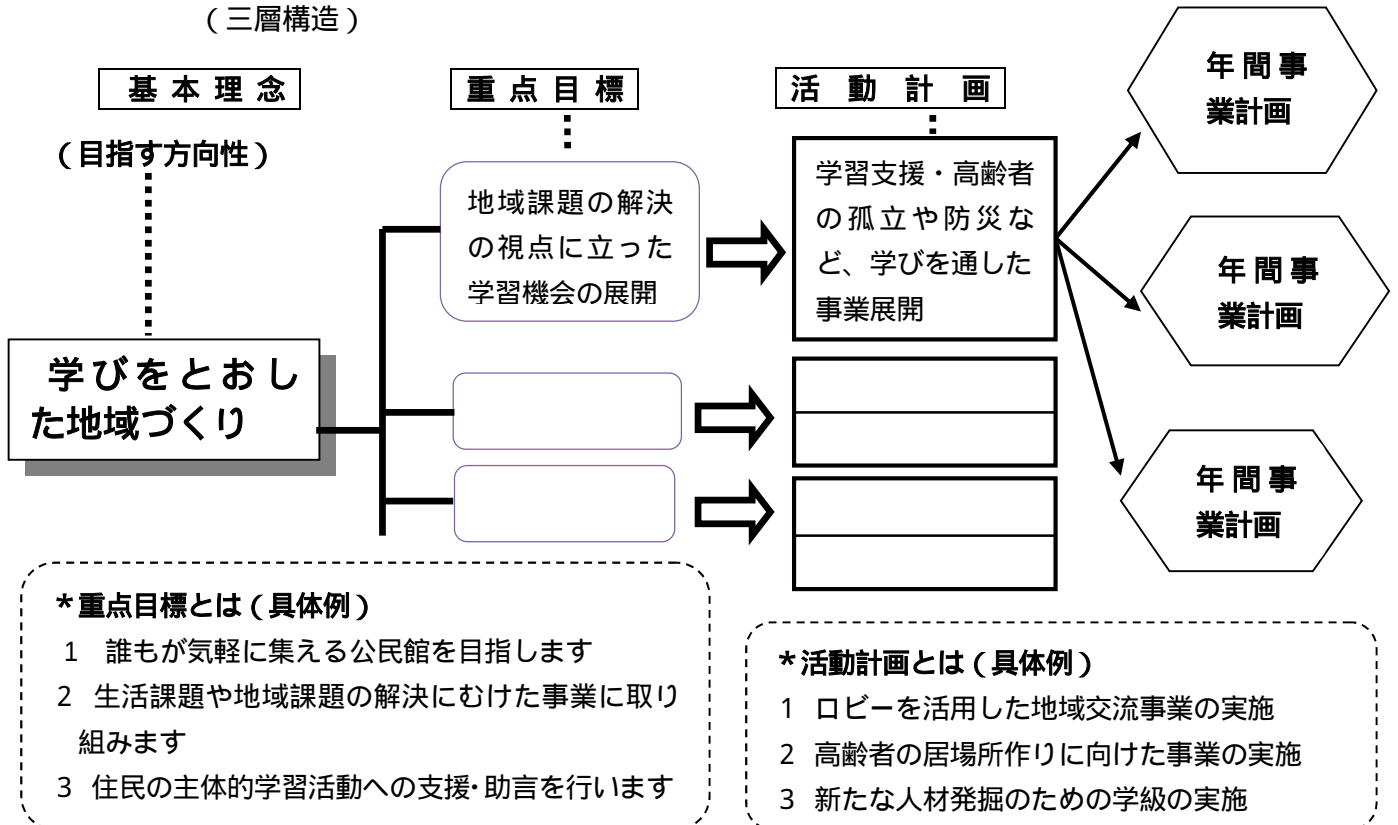
長期的に見た公民館が目指すべき方向性（ビジョン・スローガン）

重点目標

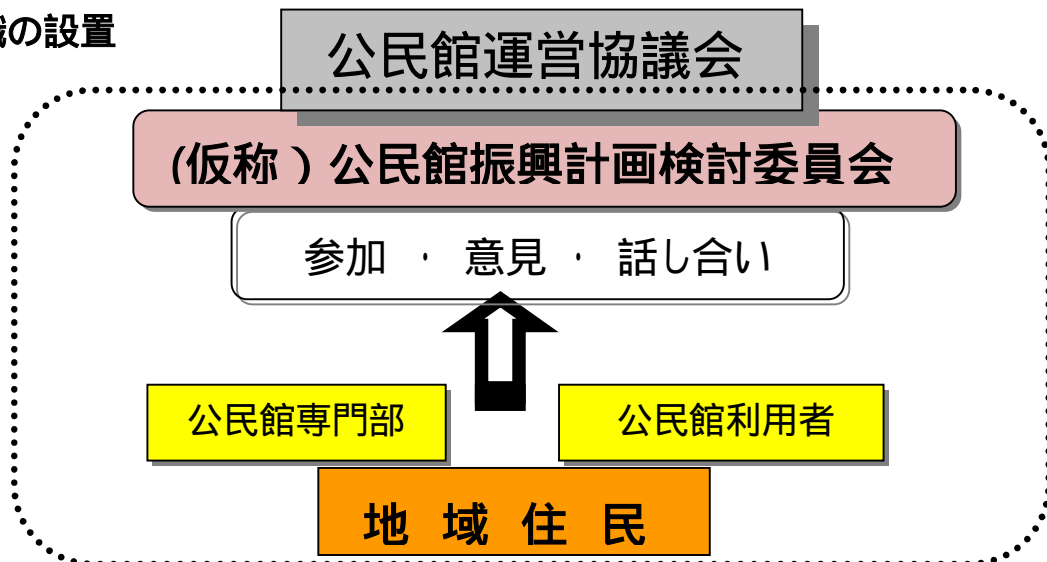
基本理念に基づく、目標の設定と施策の体系化（5年程度）

活動計画

重点目標に基づく具体的な活動計画（3年程度）



検討組織の設置



1 3 相模原市の公民館の歴史

1947（昭和22）年6月1日、大沢地区では地域青年団の企画で「時の人」金森徳次郎（第1次吉田茂内閣で憲法担当国務大臣）氏を招き、日本国憲法についての時局講演会を開催しました。

講演が終わると、その場で住民動議（予定議案以外の議題）が出され、戦争で荒廃した小学校施設の充実と住民相互の教育施設（公民館）の建設が決議され、相模原初の大沢公民館誕生につながるきっかけとなりました。

1949（昭和24）年6月、社会教育法が制定されると、同年10月には「町立公民館設置条例」が制定され、青年団などを中心に、地域住民の寄付金や募金活動もあって、既に活動基盤のあった大沢公民館と上溝公民館が条例に基づく町立公民館として設置され、大きな行事等の多くは青年団を中心に進められました。

1958（昭和33）年までに、当時の小学校区に15の公民館体制となりましたが、施設は学校の講堂や役場出張所の会議室、運営は公民館運営審議会や地域住民が主体となって組織された専門部、そして職員は教職員や市職員が兼務するという状況でした。

いわゆる独立した建物を持たない「組織公民館」で、公民館の機能のみが住民の人たちの活動として各地区で展開されました。

その後、1969（昭和44）年4月には、上溝公民館が初めて施設、予算、職員体制が整備された独立公民館として完成し、この開館を契機に、同年5月「相模原市公民館整備基本計画」（第一次基本計画）を策定し、それまでの小学校区を公民館区として整備する方針から、中学校区を基本に公民館整備を進めることとしました。



しかし、昭和40年代の著しい人口増に伴い学校区・行政の変更があり、この「第一次基本計画」が現状にそぐわなくなったため、教育委員会は社会教育委員会議に基本計画に関して諮問し、その答申を受けた教育委員会は、1974（昭和49）年3月、「第二次相模原市公民館整備基本計画」を策定し、公民館区は従来の中学校区から、原則として行政区(出張所区域)を基準とすることとしました。

昭和40年代後半から独立公民館の開館や建設が急ピッチで進められ、1985（昭和60）年には、全地区に施設を持つ公民館を設置し、その後、館区の分割もあって1998（平成10）年から旧相模原市では23館体制となり、その後、2006（平成18）年3月の津久井町・相模湖町、2007（平成19）年3月の城山町・藤野町との合併により、相模原市の公民館は32館体制（緑区12館、中央区10館、南区10館が設置）でスタートしました。

1 4 相模原市の公民館の学級

相模原市の公民館では、学級・講座、教室・講習会や各種大会や研修会など、様々な事業が実施されています。特に学級においては、地域特有の課題や日常生活の中での各種課題などを学習テーマに取り上げ、多くの実績を上げてきました。

現在、本市では、市民の自主的・主体的な学習機会を支援するため、女性学級・成人学級・高齢者学級・青年教室（学級）を委託事業として、開設要綱を設置しています。

本市の学級の始まりは、昭和25年に社会学級（*1）・成人学校が開催されるようになり、その中心は、青年団や婦人会が中心でした。

婦人学級は、1955（昭和30）年に本市で初めて、文部省委嘱婦人学級が新磯地区（新磯公民館は昭和25年から新磯小学校に事務局が置かれ、校長が館長、教頭が主事。（*2））で、婦人団体との共催により開催され、本市の社会教育の中核をなすものとなりました。

昭和40年代に入ると、産業構造の変化や都市化の進展などにより、地域社会が大きく変化する中、特に人口急増を背景に、新たに転居してきた女性たちの身近な生活課題を意識した学習要求が高まり、婦人学級の開設は年々増加し、1976（昭和51）年には、市内で25学級が開設されるようになりました。

なお、婦人学級を契機に、引き続き学習活動を続ける自主グループが誕生し、婦人の自主的な学習活動を支援するため、市では1966（昭和41）年から婦人学級・家庭教育学級研究集会を開催。1972（昭和47）年に婦人学習グループ研究集会に改称し、平成5年には、婦人を女性に変更し、現在に至っています。

また、1953（昭和28）年に勤労青年の学習機会を提供することを目的に、青年学級振興法が制定され、青年学級が開設されるようになり、本市においても、当初は青年団を中心に、その後は集団就職等で地方から集まった青年を対象として、1954（昭和29）年に青年学級が11学級開設されました。1999（平成11）年にこの法は廃止となりますが、本市では、引き続き青年教室開設要綱を設置し、青年の学習機会を保障しています。

高齢者学級は、1973（昭和48）年に上溝公民館で「上溝ことぶき学級」が国・県費補助事業として始まり、1979（昭和54）年には市費により全ての公民館（18学級）で開設されました。

さらに、男女協働参画社会を背景として、1992（平成4）年に初めて、星が丘公民館による成人学級が開設され、以後、開設数が増加したことを受け、市では2003（平成15）年に成人学級開設要綱を設置し、現在多くの公民館で実施されています。

この4つの学級は、いずれも「委託制度」により開設され、住民自らが学級を組織し、計画を立て実施することを公的に保障する。学習に関する住民の自主性・自発性を尊重し、自由に学習内容を組むことを保障する。これらの活動を通じて、住民が直接事業の責任を負い、実施することにより自治能力を持つ住民を育成する。以上の3点が開設要綱で定められています。

なお、近年の社会状況の大きな変化により、今までの地縁によるコミュニティは希薄化しており、人口減少、超高齢社会、経済格差による貧困や孤立化など、地域では様々な課題が山積しており、これらの解決に向けては「学び」を通じた取組が必要となっています。

*1 社会学級：昭和20年に文部省は母親学級の実施を奨励、22年から両親学級に名を改め、更に社会学級と改称。市町村では任意に婦人学級、生活学級など婦人のみの学級が設けられた。

*2 文部省は、成人教育の大きな推進力として学校開放事業を奨励し、小・中学校において母親学級、社会学級などが実施され、文部省又は県費委嘱によるものが大半であった。

公 民 館 の 歴 史 と 動 向

15 相模原市の公民館改革

1998（平成10）年12月、市では「新行政改革大綱」を定め、行政運営の効率化、職員定数の見直し、市民との協働による行政を掲げました。更に、2000（平成12）年には「新世紀さがみはらプラン」を策定し、公民館運営の在り方検討が施策にも位置付けられました。

教育委員会ではこれを受け、社会教育委員会議に平成12年12月に「公民館のあり方」について、6項目（業務内容 通年開館 職員体制 公民館運営審議会 受益者負担 公民館図書室の開室時間）の諮問を行い、翌13年7月に答申を受けました。

「業務内容」「職員体制」「公民館運営審議会」については、重要課題であるため、運営に支障を来たすことのないよう公民館長の意見を聞きながら検討していくこととしました。同年8月には、教育委員会で「地域に根差した公民館を目指して－改革の基本的方向性－」として政策決定を受け、同年9月に公民館長で構成される「相模原市公民館連絡協議会」で、平成14年度以降から実施される具体的な項目について、協議・検討が重ねられました。

実施年度	取 組 項 目
平成14年度	・職員（1名）引上げ→公民館活動推進員2名配置（非常勤特別職） ・通年開館を全館で試行 ・図書室開室時間→正午から午後1時を開室 →学校夏季休暇期間中の午後6時まで開室 ・受益者負担：無料 ・公民館支援機能の充実：総合学習センターに社会教育主事6名配置
平成15年度	・運営審議会の改編 ・職員体制見直し→館長代理を11館に配置 →館長・副館長の報酬の見直し ・公民館振興計画の策定→各公民館単位
平成16年度	・職員体制見直し→館長代理を全館に配置 ・図書室開室時間→午前10時から午後5時までに変更
平成17年度	・館長代理及び公民館活動推進員3名体制 ・貸館における通年開館を全館で実施
平成27年度	・任期付短時間勤務職員の任用開始
令和2年度	・公民館長の職務について、地域と公民館のコーディネート役を担い、主に公民館運営に係る助言を行うことと整理 ・公民館活動推進員から任期付短時間勤務職員への移行完了

* H14.8
生涯学習システム導入

なお、教育委員会内組織の見直しを行い、平成18年4月からは総合学習センターの公民館支援担当が生涯学習課公民館支援チームとなっています。

また、公民館活動推進員（非常勤特別職）は、平成21年4月の総務省通知により、勤務の内容に応じた任用・勤務条件の確保が求められたため、市役所庁内で非常勤特別職の在り方について検討を行い、平成27年度から新たな制度として、「任期付短時間勤務職員」の任用を開始し、令和2年度から完全移行されました。

16 公民館における使用料導入（改定）について

公民館の貸室を利用する場合、旧相模原市域の公民館については、公民館の設置以来、使用料を無料としてきましたが、次の理由から、平成30年度より使用料を導入することになりました。

また、津久井地域の公民館については、合併以前から使用料は導入していましたが、旧町の制度を適用していたことから、これを見直し、平成30年度より使用料及び減免規定を改定しました。

1 目的

- ・ 施設を利用する人としいない人との公平性を確保すること

これまで、公民館の施設運営にかかる経費のほとんどを市民や企業等からの税金で賄ってきましたが、使用料を導入(改定)し、その経費の一部を利用者に負担していただくことにより、施設を利用する人としいない人との公平性を確保します。

- ・ 社会状況が変化する中でも持続可能な施設運営を図ること

少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えるなど、今後、社会状況が大きく変化していく中でも、利用者から使用料をいただくことにより、持続可能な施設運営を図ります。

2 経過等

使用料については、平成7年度の「相模原市行政改革大綱」の策定以降、継続して検討を進めてきましたが、平成24年度に「受益者負担の在り方の基本方針(1)」を策定したこと、また、平成25年度に社会教育委員会議から「公民館の受益者負担の今後の在り方について」建議書(2)が提出されたことから、更に検討を進めることとなりました。

使用料導入(改定)に向けては、庁内での検討のほか、各公民館運営協議会から意見を伺い、その内容を反映しました。

具体的には、公民館における活動が地域に還元されていることを前提に、その公益性から、利用者の負担に極力配慮した料金設定とするとともに、減免規定を設け、市内の地域自治振興、教育振興、社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するときは使用料を免除することとしました。

使用料の導入後も、住民主体の運営や、いつでも誰もが公平・自由に利用できることなど、公民館に関する基本的な考え方は変わりません。

- 1 市が提供するサービスに応じて、利用者にどの程度負担していただくのが適切かなどの基準を定めたもの。これにより、平成28年度に体育施設等の料金改定が行われ、また、平成30年度から公民館の使用料を導入(改定)することとなりました。
- 2 市民等へのアンケート結果などを踏まえて、「使用料導入について、公民館が担う重要な役割をよく考慮し、利用者数の減少や、地域住民が公民館を支えようとする意識の低下を招かないよう、十分配慮する必要がある」と建議されました。

1 7 公民館をめぐる最近の国の動向

1 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（平成27年12月中央教育審議会）

この答申は、文部科学省の初等中等教育局と生涯学習政策局が連携を図り取りまとめ、学習指導要領の改訂や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性を指摘しています。これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働していくことで、社会総掛かりによる教育の実現を求めています。

- （１）学校を核とした地域づくりの推進（学校と地域の連携・協働）
- （２）コミュニティ・スクール（学校運営協議会の設置）の推進
- （３）地域における学校との協働（地域コーディネーター）

2 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日中央教育審議会）

この答申は、人口減少社会において、新たな社会の姿としてSociety5.0の提唱や「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択される中で、関係者の連携と住民の主体的な参画のもと、今後の社会教育の振興方策について検討を行い、社会教育の意義と新たな方向性を踏まえた具体的方策について整理と取りまとめが行われたものです。

（１）今後の地域における社会教育の在り方

地域における社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持っている。社会教育を通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、地域を活性化し、課題を発見し共有し解決していく「地域づくり」につながり、さらには持続的な学びと活動の循環につながっていく。

「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」、「ネットワーク型行政の実質化」、「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」を軸とした具体的方策をもって、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

（２）今後の社会教育施設の在り方

今後公民館に求められる役割として、これまでの地域における社会教育の拠点としての機能に加え、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域での実際の活動につなげていく役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、及び地域の防災拠点としての役割が挙げられている。これまで培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれている。